

○内閣府令第 号

保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第五十五号）第百条の二の二第一項及び第二項、第百八十六条第二項、第百九十三条の二第一項、第二百七十一條の二十一の三第一項、第二百九十条第一項第八号、第二百九十四条の四、第三百条第一項第五号及び第八号（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第三十条において準用する場合を含む。）、第三百一条各号、第三百一条の二各号、第三百三条並びに第三百四条並びに保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条の二及び第四十条の規定に基づき、並びに保険業法を実施するため、保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 略〕</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 保険募集人及び所属保険会社等</p> <p>第一節 保険募集人(第二百十二条の七―第二百五条の四)</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>〔第三章～第五章 略〕</p> <p>〔第四編・第五編 略〕</p> <p>附則</p> <p>(人の重度の障害の状態)</p> <p>第一条の二の三 令第一条の六第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>(銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置)</p> <p>第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託(法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五</p>	<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 同上〕</p> <p>第三編 〔同上〕</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 〔同上〕</p> <p>第一節 保険募集人(第二百十二条の七―第二百五条の二)</p> <p>第二節 〔同上〕</p> <p>〔第三章～第五章 同上〕</p> <p>〔第四編・第五編 同上〕</p> <p>附則</p> <p>(人の重度の障害の状態)</p> <p>第一条の二の三 令第一条の六第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>(銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置)</p> <p>第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託(法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五</p>

十三条の八、第五十三条の十一第一項及び第五十三条の十三において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（委託方針の策定）

第五十三条の十三 生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人（生命保険募集人のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人）（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。第五十三条の十四の二第一項第一号及び第三百三十三条の五第一項第一号において同じ。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が第二百五十五条の三第一項に規定する額以上であることその他同条第二項各号のいずれか又は第三項の規定に該当するもの（以下同じ。）に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合生命保険募集人による保険募集の事業の規模を背景とする当該生命保険会社に対する影響力により当該生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、当該特定大規模乗合生命保険募集人から第二百五十五条の四第一項第八号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合生命保険募集人への委託に関して方針を定めなければならない。

2| 損害保険会社は、特定大規模乗合損害保険代理店（法第二百九十

十三条の八及び第五十三条の十一第一項において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第五十三条の十三 法第百条の二の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険会社が行うことができる業務（以下「保険関連業務」という。）とする。

四条の四に規定する特定大規模乗合損害保険代理店をいう。以下同じ。）に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店による保険募集の事業の規模を背景とする当該損害保険会社に対する影響力により当該損害保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、当該特定大規模乗合損害保険代理店から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合損害保険代理店への委託に関して方針を定めなければならない。

(管理責任者の設置)

第五十三条の十三の二 生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合生命保険募集人の業務の適切な運営を確保するため、当該特定大規模乗合生命保険募集人から第二百十五条の四第一項第八号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合生命保険募集人における法その他保険募集に係る法令等（法令又は法令に基づく行政官庁の処分をいう。次項において同じ。）の遵守状況を検証するための責任者を設置しなければならない。

2 損害保険会社は、特定大規模乗合損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店の業務の適切な運営を確保するため、当該特定大規模乗合損害保険代理店から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合損害保険代理店における法

「条を加える。」

その他保険募集に係る法令等の遵守状況を検証するための責任者を設置しなければならない。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第五十三条の十四 保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等(法第百条の二の二第三項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務(法第百条の二の二第一項に規定する保険関連業務をいう。以下同じ。)に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

「2・3 略」

第五十三条の十四の二 損害保険会社は、対象保険募集人(当該損害保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人(法第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下同じ。))をいう。以下この項において同じ。)が行う取引に伴い、当該損害保険会社又は対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客(対象保険募集人にあつては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。)の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置(当該対象保険募集人から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日(当該損害保険会社を所属保険

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第五十三条の十四 保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等(法第百条の二の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

会社等とする特定大規模乗合損害保険代理店が新たに兼業特定保険募集人に該当することとなった場合にあっては、当該損害保険会社がその事実を知った日）から起算して三月を経過する日までの間においては、第五号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一 対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務（次条に規定する業務に限る。第三百三十三条の五第一項第一号、第二百二十七条の二十第一項第一号及び第二百二十七条の二十一第一項第六号において同じ。）のうち、当該業務に関して当該損害保険会社が次号から第五号まで及び次項に規定する措置を講ずべき業務（第四号イ及び第五号イにおいて「対象業務」という。）を特定するための体制の整備

二 当該損害保険会社における保険金の支払に関する業務を行う部門と対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門を適切に分離する方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

三 前号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象業務を特定するための措置に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

五 対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店である場合に

あつては、次に掲げる措置

イ 対象業務に関して当該対象保険募集人が講ずる措置（法第二百九十四条の四第四号に掲げるもの及び第二百二十七条の二十一第一項第六号に掲げるものに限る。ロにおいて同じ。）の状況を監視するための体制の整備

ロ イの体制の下で実施した監視により、当該対象保険募集人が講ずる措置の適切性に疑義が生じた場合にあつては、当該対象保険募集人が関与する保険金の支払の請求に関する保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

ハ イ及びロに掲げる措置の実施の方針の策定並びにその概要の適切な方法による公表

ニ 次に掲げる記録の保存

(1) イの体制の下で実施した特定大規模乗合損害保険代理店が講ずる措置の状況を監視するための措置に係る記録

(2) ロの体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

2 前項第四号及び第五号ニに規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

（保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務）

第五十三条の十四の三 法第百条の二の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、自動車の修理業務及びこれに付随する業務とする

「条を加える。」

（保険契約の申込みの許可の申請）

第一百七十七条 「略」

2 「略」

3 第一項の許可申請書には、別紙様式第十号の二により作成した保険仲立人意見書を添付することができる。

「条を削る。」

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第一百三十三條の四 外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等（法第九十三條の二第二項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

「2・3 略」

第一百三十三條の五 外国損害保険会社等は、対象保険募集人（当該外

（保険契約の申込みの許可の申請）

第一百七十七条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第一百三十三條の四 法第九十三條の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第一百三十三條の五 外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等（法第九十三條の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

国損害保険会社等を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国損害保険会社等又は対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客（対象保険募集人にあつては、当該外国損害保険会社等から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置（当該対象保険募集人から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日（当該外国損害保険会社等を所属保険会社等とする特定大規模乗合損害保険代理店が新たに兼業特定保険募集人に該当することとなった場合にあつては、当該外国損害保険会社等がその事実を知った日）から起算して三月を経過する日までの間においては、第五号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一 対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務のうち、当該業務に関して当該外国損害保険会社等が次号から第五号まで及び次項に規定する措置を講ずべき業務（第四号イ及び第五号イにおいて「対象業務」という。）を特定するための体制の整備

二 当該外国損害保険会社等における保険金の支払に関する業務を行う部門と対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門を適切に分離する方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

三 前号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象業務を特定するための措置

に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

五 対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店である場合にあっては、次に掲げる措置

イ 対象業務に関して当該対象保険募集人が講ずる措置（法第二百九十四条の四第四号に掲げるもの及び第二百二十七条の二十一第一項第六号に掲げるものに限る。ロにおいて同じ。）の状況を監視するための体制の整備

ロ イの体制の下で実施した監視により、当該対象保険募集人が講ずる措置の適切性に疑義が生じた場合にあっては、当該対象保険募集人が関与する保険金の支払の請求に関する保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

ハ イ及びロに掲げる措置の実施の方針の策定並びにその概要の適切な方法による公表

ニ 次に掲げる記録の保存

(1) イの体制の下で実施した特定大規模乗合損害保険代理店が講ずる措置の状況を監視するための措置に係る記録

(2) ロの体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

2 前項第四号及び第五号ニに規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十三の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十九条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払準備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあ

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十九条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払準備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあ

るのは「法第九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五十三号」と、第五十三号の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三号中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三号の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三号の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の六中「特定関係者（第五十三号の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三号の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三号の八及び第五十三号

るのは「法第九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五十三号」と、第五十三号の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三号中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三号の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三号の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の六中「特定関係者（第五十三号の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三号の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三号の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三号の八及び第五十三号

の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と
、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、
「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中
「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客
」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「
保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五
十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあ
るのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「
保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十三
条の十三第一項中「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社
等」と、「業務の」とあるのは「日本における業務の」と、同条第
二項中「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」と、「
業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の十三の二
第一項中「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、
同条第二項中「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」
と、第五十四條の四から第五十四條の六までの規定中「法第百條の
五」とあるのは「法第百九十九條において準用する法第百條の五」
と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第
五十九條の六中「法第百十一條第六項」とあるのは「法第百九十九
條において読み替えて準用する法第百十一條第六項」と、「当該保
険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等
の日本における業務」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるの
は「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあ

の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と
、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、
「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中
「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客
」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「
保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五
十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあ
るのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「
保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四
條の四から第五十四條の六までの規定中「法第百條の五」とあるの
は「法第百九十九條において準用する法第百條の五」と、「保険契
約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九條の六
中「法第百十一條第六項」とあるのは「法第百九十九條において読
み替えて準用する法第百十一條第六項」と、「当該保険会社及びそ
の子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本にお
ける業務」と、第六十二條本文中「保険契約」とあるのは「日本に
おける保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本
における保険契約者」と、第六十三條において準用する第三十條の
第三項中「法第四條第二項第二号」とあるのは「法第百八十七條
第三項第二号」と、第六十六條第一項中「毎決算期において保有す
る資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期にお
いて日本における資産」と、同条第一項から第三項までの規定中「帳
簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価

るのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条第一項中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、同条第一項から第三項までの規定中「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に關する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に關する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

「条を削る。」

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二百十条の六の六 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又は当該子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

「2・3 略」

第二百十条の六の七 保険持株会社は、対象保険募集人（当該保険持

株会社の子会社である損害保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該損害保険会社又は対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客（対象保険募集人にあつては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）の利益が不当に害されることのないよう、当該損害保険会社が第五十三条の十四の二第一項各号及び

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第二百十条の六の六 法第二百七十一条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二百十条の六の七 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

第二項に規定する措置を講ずることを確保するための体制を整備しなければならない。

(保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)

第二百十二条の六 令第三十九条の二に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

四 法第八十六条第二項の規定による許可に係る保険契約

(特定大規模乗合生命保険募集人の要件)

第二百十五条の三 令第四十条に規定する内閣府令で定める額は、二十億円(第三項の規定が適用される場合にあつては、十億円)とする。

2 令第四十条に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該生命保険募集人が損害保険代理店でない場合にあつては、当該事業年度の直前の事業年度(次号及び次項において「判定事業年度」という。)における二以上の所属生命保険会社等(所属保険会社等のうち生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。同号、第二百二十七条の十六第二項第二号ロ及び第二百三十六条の二第一号において同じ。)から保険募集の業務(法第二百九十条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この編において同じ。)に関して受領した手数料、報酬その他の対価(次

(保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約)

第二百十二条の六 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「条を加える。」

号において「手数料等」という。)の額が前項に規定する額以上であること。

二 当該生命保険募集人が損害保険代理店である場合にあっては、判定事業年度における二以上の所属生命保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が十億円以上であり、かつ、次のイ及びロに掲げる額の総額が前項に規定する額以上であること。

イ 当該手数料等の額

ロ 判定事業年度における二以上の所属損害保険会社等(所属保険会社等のうち損害保険会社又は外国損害保険会社等をいう。

第二百二十七条の十六第二項及び第二百三十六条の二第二号において同じ。)から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額

3 当該事業年度(以下この項において「対象事業年度」という。)に係る判定事業年度において前項各号のいずれかに該当する生命保険募集人は、対象事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度に係る各判定事業年度において同項各号のいずれにも該当しない場合であっても、第二百三十六条の二第一号ロに該当するとき(当該翌々事業年度に係る判定事業年度にあっては、当該翌事業年度に係る判定事業年度において同号ロに該当したときに限る。)は、当該各判定事業年度において同項各号のいずれかに該当するものとみなす。

(特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置)

第二百十五條の四 令第四十條に規定する法第二百九十四條の四各号

〔条を加える。〕

に掲げる措置に相当するものとして内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。次号において同じ。）を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下この号において「法令等遵守責任者」という。）を、次に掲げるところにより設置すること。
- イ 新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなつた日から起算して六月以内に法令等遵守責任者を設置すること。
- ロ 法令等遵守責任者として設置した者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに法令等遵守責任者を設置すること。
- ハ 法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- ニ 法令等遵守責任者は、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないこと。ただし、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。
- 二 本店又は主たる事務所に、前号に規定する法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合生命保険募集人の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下この号において「

統括責任者」という。)を、次に掲げるところにより設置すること。

イ 新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなつた日から起算して六月以内に統括責任者を設置すること。

ロ 統括責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに統括責任者を設置すること。

ハ 統括責任者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 統括責任者としての業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

(2) 統括責任者としての業務を適切に実施することができる理学的又は監督的地位にあること。

(3) 保険募集に現に従事していないこと。

(4) 前号又は第二百二十七条の十七に規定する法令等遵守責任者でないこと。

三 次に掲げるところにより、その行う保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保すること。

イ 苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

(2) (1)の規定による原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

(3) 苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、(1)の規定による原因の究明の結果及び(2)の規定により講じた措置について説明を行うこと。

(4) 苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。

ロ イ(1)から(4)までの規定により苦情を処理したときは、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、その作成の日から五年間保存すること。

(1) 苦情を申し立てた者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）

(2) 苦情を受け付けた日時及び場所並びに苦情を受け付けた者の氏名

(3) 苦情の内容

(4) 苦情に係る事項の原因の究明のための調査の内容及び結果

(5) 苦情の受付から申し立てた者への説明に至るまでのやり取りの経緯

(6) イ(2)の規定により講じた措置の内容

(7) イ(3)の規定により苦情を申し立てた者に説明したときは、当該者に説明した内容及び日時

ハ イ及びロの措置に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第五号及び第六号において同じ。）を整備すること。

四 保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結に当

たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講ずること。

五 保険募集の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

六 特定大規模乗合生命保険募集人の役員又は使用人による保険募集の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

七 特定大規模乗合生命保険募集人は、所属保険会社等が当該特定大規模乗合生命保険募集人に委託する業務において発生した不祥事件（第八十五条第八項、第六十六条第四項及び第二百一十一条の五十五第四項に規定する不祥事件をいい、新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日以後に発生したものに限る。以下この号において同じ。）について、当該所属保険会社等が第八十五条第一項第二十五号、第六十六条第一項第七号又は第二百一十一条の五十五第一項第十四号の規定による不祥事件の届出を行ったことを知ったときは、遅滞なく、当該所属保険会社等を除く当該特定大規模乗合生命保険募集人の所属保険会社等（以下この号において「非届出所属保険会社等」という。）の全てに対して、当該不祥事件の概要を通知するとともに、当該非届出所属保険会社等が当該特定大規模乗合生命保険募集人に委託する業務において、当該不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いがあると思料するときは、当該非届出所属保険会社等に対し、遅滞なく、当該不祥事件を惹起した

者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を通知すること。

八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者に対し、遅滞なく、特定大規模乗合生命保険募集人である旨を通知すること。

イ 新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなつたとき 当該特定大規模乗合生命保険募集人の全ての所属保険会社等

ロ 特定大規模乗合生命保険募集人が新たに所属保険会社等を有することとなつたとき 当該所属保険会社等

2 前項の規定にかかわらず、同項第三号（ロを除く。）から第六号までに掲げる措置にあつては、新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなつた日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

（変更等の届出）

第二百二十条 法第二百九十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該届出が第三項に規定する不祥事件に係るものである場合、当該不祥事件の概要その他の事項を記載した届出書

2 〔略〕

3 法第二百九十条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるときは、不祥事件が発生したことを知ったときとし、同号に規定する内閣

（変更等の届出）

第二百二十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

府令で定める者は、当該保険仲立人とする。

4 前項に規定する不祥事件とは、保険仲立人である個人又は保険仲立人である法人の役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 保険仲立人の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、保険仲立人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 of 監督当局に報告したもの

六 その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

(社内規則等)

〔項を加える。〕

(社内規則等)

第二百二十七条の七 保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定大規模乗合損害保険代理店の要件）

第二百二十七条の十六 法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める額は、二十億円（第三項の規定が適用される場合にあっては、十億円）とする。

2 法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該損害保険代理店が生命保険募集人でない場合にあっては、当該事業年度の直前の事業年度（次号及び次項において「判定事業年度」という。）における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価（同号において「手数料等」という。）の額が前項に規定する額以上で

第二百二十七条の七 保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この章において同じ。）を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

〔条を加える。〕

あること。

二 当該損害保険代理店が生命保険募集人である場合にあっては、判定事業年度における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が十億円以上であり、かつ、次のイ及びロに掲げる額の総額が前項に規定する額以上であること。

イ 当該手数料等の額

ロ 判定事業年度における二以上の所属生命保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額

3 当該事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）

に係る判定事業年度において前項各号のいずれかに該当する損害保険代理店は、対象事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度に係る各判定事業年度において同項各号のいずれにも該当しない場合であっても、第二百三十六条の二第二号ロに該当するとき（当該翌々事業年度に係る判定事業年度にあっては、当該翌事業年度に係る判定事業年度において同号ロに該当したときに限る。）は、当該各判定事業年度において同項各号のいずれかに該当するものとみなす。

（特定大規模乗合損害保険代理店における法令等遵守責任者の設置）

第二百二十七条の十七 特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者（法第二百九十四条の四第一号に規定する法令等遵守責任者をいう。以下この条において同じ。）を、次の各号に掲げるところにより設置しなければならない。

〔条を加える。〕

- 一 新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月以内に法令等遵守責任者を設置すること。
- 二 法令等遵守責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに法令等遵守責任者を設置すること。
- 三 法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- 四 法令等遵守責任者は、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないこと。ただし、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

(特定大規模乗合損害保険代理店における統括責任者の設置)

第二百二十七条の十八

特定大規模乗合損害保険代理店は統括責任者

(法第二百九十四条の四第二号の助言又は指導を行う者をいう。以下この条において同じ。)を、次の各号に掲げるところにより設置しなければならない。

- 一 新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月以内に統括責任者を設置すること。
- 二 統括責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに統括責任者を設置すること。
- 三 統括責任者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- イ 統括責任者としての業務を的確に遂行するに足りる能力を有

「条を加える。」

すること。

ロ 統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること。

ハ 保険募集に現に従事していないこと。

ニ 第二百十五条の四第一項第一号又は前条に規定する法令等遵守責任者でないこと。

（特定大規模乗合損害保険代理店における苦情の処理に関する措置

）
第二百二十七条の十九 法第二百九十四条の四第三号及び第四号に

規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

二 前号の規定による原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

三 苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、第一号の規定による原因の究明の結果及び前号の規定により講じた措置について説明を行うこと。

四 苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。

2 特定大規模乗合損害保険代理店は、前項各号の規定により苦情を処理したときは、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

一 苦情を申し立てた者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明ら

「条を加える。」

かでない場合は、その旨)

二 苦情を受け付けた日時及び場所並びに苦情を受け付けた者の氏名

三 苦情の内容

四 苦情に係る事項の原因の究明のための調査の内容及び結果

五 苦情の受付から申し立てた者への説明に至るまでのやり取りの経緯

六 前項第二号の規定により講じた措置の内容

七 前項第三号の規定により苦情を申し立てた者に説明したときは、当該者に説明した内容及び日時

3 特定大規模乗合損害保険代理店は、前二項の措置に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備しなければならない。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項及び前項の措置にあつては、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなつた日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

（特定大規模乗合損害保険代理店における保険募集の業務以外の業務により顧客の利益が害されることを防止するための措置）

第百二十七条の二十 法第二百九十四条の四第四号イに規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 対象業務（当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務（保険金の支払の請求に関するものに限る。次条第一項第六号において同じ。）をいう。以下この項において同

「条を加える。」

じ。)を特定するための体制の整備

二 対象業務がその所属保険会社等による保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること。

三 前号の監視のための責任者の設置、社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）の整備その他の体制の整備

四 対象業務の全部又は一部を委託する場合は、その委託先の監督に際して、当該特定大規模乗合損害保険代理店又はその所属保険会社等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するための体制の整備

五 第二号から前号までに掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

六 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象業務の特定に係る記録

ロ 第二号の対象業務の監視に係る記録

ハ 第三号及び第四号の体制の整備に係る記録

2 前項第六号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならぬ。

3 第一項の規定にかかわらず、同項（第六号を除く。）の措置にあつては、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなつた日から起算して六月間、当該措置を講じなくてもよい。

（その他特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する措置）

第二百二十七条の二十一 法第二百九十四条の四第五号に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

「条を加える。」

-
- 一 保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講ずること。
 - 二 保険募集の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。次号及び第六号において同じ。）の整備その他の体制の整備
 - 三 特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人による保険募集の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備
 - 四 特定大規模乗合損害保険代理店は、所属保険会社等が当該特定大規模乗合損害保険代理店に委託する業務において発生した不祥事件（第八十五条第八項、第六十六条第四項及び第二百一十一条の五十五第四項に規定する不祥事件をいい、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日以後に発生したものに限り。以下この号において同じ。）について、当該所属保険会社等が第八十五条第一項第二十五号、第六十六条第一項第七号又は第二百一十一条の五十五第一項第十四号の規定による不祥事件の届出を行ったことを知ったときは、遅滞なく、当該所属保険会社等を除く当該特定大規模乗合損害保険代理店の所属保険会社等（以下この号において「非届出所属保険会社等」という。）の全に対して、当該不祥事件の概要を通知するとともに、当該非届出所属保険会社等が当該特定大規模乗合損害保険代理店に委託す
-

る業務において、当該不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いがあると思料するときは、当該非届出所属保険会社等に対し、遅滞なく、当該不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を通知すること。

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者に対し、遅滞なく、特定大規模乗合損害保険代理店である旨を通知すること。

イ 新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなつたとき 当該特定大規模乗合損害保険代理店の全ての所属保険会社等

ロ 特定大規模乗合損害保険代理店が新たに所属保険会社等を有することとなつたとき 当該所属保険会社等

六 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店にあつては、次に掲げる措置

イ 保険募集の業務以外の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

ロ 特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人による保険募集の業務以外の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

2 前項の規定にかかわらず、同項各号（第四号及び第五号を除く。

）に掲げる措置にあつては、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなつた日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

(保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者)

第二百三十二条の二 法第三百条第一項第五号及び第八号、第三百一条各号並びに第三百一条の二各号に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

一 当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。）

二 当該保険契約者又は被保険者の子法人等

三 当該保険契約者又は被保険者を子法人等（令第十三条の五の二第三項後段の規定により子法人等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）とする親法人等（同項後段の規定により親法人等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）

四 当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の親法人等

五 当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険契約者又は被保険者を除く。）

六 当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第一号に掲げる者を除く。）

(規模が大きい特定保険募集人)

第二百三十六条の二 法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとす

〔条を加える。〕

(規模が大きい特定保険募集人)

第二百三十六条の二 〔同上〕

る。

一 次のイ又はロに該当するもの

イ 所属生命保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ 当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

二 次のイ又はロに該当するもの

イ 所属損害保険会社等の数が十五以上であるもの

ロ 当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

三 次のイ又はロに該当するもの

イ 所属保険会社等のうち少額短期保険業者（ロにおいて「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの

ロ 当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

一 所属保険会社等のうち生命保険会社及び外国生命保険会社等（以下この号において「所属生命保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

二 所属保険会社等のうち損害保険会社及び外国損害保険会社等（以下この号において「所属損害保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

三 所属保険会社等のうち少額短期保険業者（以下この号において「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

別紙様式第 9 号 (第 117 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定生命保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第 186 条第 2 項及び保険業法施行規則第 117 条第 1 項の規定により、下記の内容の特定生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

[1 ～ 15 略]

(備考)
[1 ～ 5 略]

別紙様式第 10 号 (第 117 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称

別紙様式第 9 号 (第 117 条関係) (日本産業規格 A 4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定生命保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第 186 条第 2 項及び同法施行規則第 117 条の規定により、下記の内容の特定生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

[1 ～ 15 同左]

(備考)
[1 ～ 5 同左]

別紙様式第 10 号 (第 117 条関係) (日本産業規格 A 4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第 186 条第 2 項及び保険業法施行規則第 117 条第 1 項の規定により、下記の内容の特定損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

[1～14 略]

(備考)

[1～4 略]

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第 186 条第 2 項及び同法施行規則第 117 条の規定により、下記の内容の特定損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

[1～14 同左]

(備考)

[1～4 同左]

別紙様式第 10 号の 2 (第 117 条第 3 項関係) (日本産業規格 A 4)

保険仲立人意見書

(日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
保険契約の申込みの許可申請用)

年 月 日

金融庁長官 殿

意見者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所

商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者又は管理人の
氏名)

下記申請者の保険契約に係る 年 月 日付けの許可申請について、下記のとおり、保険業法第 186 条第 3 項各

[様式を加える。]

号に該当しない旨、意見いたします。

記

1 申請者

(1) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名)

2 保険業法第 186 条第 3 項各号に該当しない理由

第 1 号事由	
第 2 号事由	
第 3 号事由	
第 4 号事由	
第 5 号事由	

(備考)

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができます。

2 申請者が外国人又は外国法人であつて、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。

3 保険金その他の給付金の額及び保険料を記載する場合には、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨

表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。

別紙様式第25号の2 (第238条第1項関係) (法人の場合)

(日本産業規格A4)

事業報告書 (年度) 日まで)
(年 月 日から 年 月 年 月 日提出

財務 (支) 局長 殿

郵便番号 (-)
住所
電話番号 () -

商号又は名称

代表者又は管理人の氏名

1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

[略]

(記載上の注意)

1. 法第276条の規定による登録を受けた日を記載すること。
2. 該当しないものについては、空欄とすること。

(2) 代理申請会社 (業者) 名
[略]

(記載上の注意)

該当しないものについては、空欄とすること。

(3) 「特定大規模乗合生命保険募集人」及び「特定大規模乗合損害保険代理店」への該当状況 (直近3か年度)

区分	該当		
	年度	年度	年度
特定大規模乗合生命保険募集人			
特定大規模乗合損害保険代理店			

(記載上の注意)

別紙様式第25号の2 (第238条第1項関係) (法人の場合)

(日本産業規格A4)

事業報告書 (年度) 日まで)
(年 月 日から 年 月 年 月 日提出

財務 (支) 局長 殿

郵便番号 (-)
住所
電話番号 () -

商号又は名称

代表者又は管理人の氏名

1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

[同左]

[加える。]

(2) 代理申請会社 (業者) 名
[同左]

[加える。]

[加える。]

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。ただし、「年度」欄については判定事業年度単位で記載すること。
2. 第215条の3第3項又は第227条の16第3項に規定する要件に合致する場合も、○を記載すること。

(4) 専業・兼業業務の状況

ア. 専業・兼業の別

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 日本標準産業分類の中分類における、保険業の業種のみ該当する場合には、「専業」とすること。

イ. 兼業特定保険募集人の該当の有無

兼業特定保険募集人の該当の有無	該当	有の場合には、兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況
有		
無		

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 「兼業特定保険募集人」に該当する場合には、「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を必ず記載すること。ただし、兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

ウ. 兼業特定保険募集人に係る兼業業務以外の兼業業務を行う場合

(3) 専業・兼業の状況

[加える。]

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

[加える。]

[加える。]

兼業する業種名	兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況

(記載上の注意)

1. ア. において「兼業」に該当する場合には、記載すること。ただし、イ. に記載するものは除く。
2. 「兼業する業種名」は、日本標準産業分類の中分類に基づき記載すること。
3. 兼業する業種が複数ある場合には、行を追加してそのうち主な兼業する業種名について3業種まで記載すること。
4. 「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」については、体制整備を行っている場合のみ記載すること。
5. 兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

(5)・(6) [略]

(7) 役員及び使用人の状況

ア. 法人における役員及び使用人の人数

役員		使用人		合計
常勤	非常勤	小計	うち、保険会社等の職務経験者	合計
名	名	名	名	名
			うち、短時間・嘱託・契約社員	
			名	名

(記載上の注意)

1. 当年度末の状況を記載すること。
2. 該当する者がいないものについては、空欄とすること。

(4)・(5) [同左]

(6) 役員及び使用人の状況

ア. 法人における役員及び使用人の人数

役員			使用人		合計
常勤	非常勤	小計	うち、短時間・嘱託・契約社員	合計	
名	名	名	名	名	

[加える。]

イ. 保険募集を行う者として登録又は届出をしている人数
 [略]

(8) 保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

--

(記載上の注意)

販売する商品等によって給与・報酬の形態が異なる場合、又は固定給及び歩合制のいずれも採用している等複数の給与・報酬の形態を採用している場合には、その割合を含めて詳細に記載すること。

(9) 会社業績の状況 (直近3か年度) (単位：千円)

[表略]

(記載上の注意)

1. 区分欄の各項目の数値を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。
2. 単位未満は切り捨てる。

(10) [略]

(11) 保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等

ア. フランチャイズ制

① フランチャイズ制の有無

フランチャイズ制の有無	該当
有	
無	

(記載上の注意)

[略]

イ. 保険募集を行う者として登録又は届出をしている人数
 [同左]

(7) 保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

給与・報酬の形態	該当
1 固定給	
2 歩合制	
3 固定給＋歩合制	
4 その他	

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

(8) 会社業績の状況 (単位：千円)

[同左]

[加える。]

(9) [同左]

(10) 保険募集人指導事業の実施状況等

ア. 保険募集人指導事業の実施状況

[加える。]

保険募集人指導事業の有無	該当	有の場合には、事業概要
有		
無		

(記載上の注意)

[同左]

② フランチャイズ事業の概要

[加える。]

(記載上の注意)

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③ フランチャイズ

[加える。]

1	フランチャイズ ジューの名称	加盟店の名称	所在地	募集手数料 (基 本・継続・品質 含む) (百万円)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
2. 「募集手数料」については、把握している場合のみ記載すること。
3. フランチャイズ事業として、保険募集業務を行っているフランチャイズのみ記載すること。
4. 当年度末における全てのフランチャイズ・加盟店の状況を記載すること。フランチャイズ・加盟店の数が11以上ある場合に

は、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。

5. 金額欄は当年度を記入し、単位未満は切り捨てる。

① フランチャイザー

フランチャイザーの名称	所在地
-------------	-----

(記載上の注意)

フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。
[削る。]

イ. フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

① 教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

[表略]

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

2. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

② 規程等に則った指導・モニタリングの実施頻度

[表略]

(記載上の注意)

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③ 教育・管理・指導の内容

[表略]

(記載上の注意)

1. フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。

[加える。]

イ. 加盟店数の推移の状況 (直近3ヵ年度) (単位：店)

年度	年度	年度

(記載上の注意)

加盟店数は、全ての加盟店の数を記載すること。

ウ. フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

① 教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

[同左]

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

② 規程等にのつとった指導・モニタリングの実施頻度

[同左]

[加える。]

③ 教育・管理・指導の内容

[同左]

(記載上の注意)

保険募集の業務の指導の実施方針等を記載した適切な書面がある。

2. 保険募集の業務の指導の実施方針等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって教育・管理・指導の内容の記載を省略することができる。

(12)～(14) [略]

(15) 委託を受けている保険会社等の数の推移 (直近3か年度)

[表略]

(16) [略]

(17) 募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合		
		提供元の事業者名	有償・無償の別	被紹介者数
有				
無				

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
 2. 見込客の紹介等の提供元の事業者の数が6社以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって表中の「有の場合」における各項目の記載を省略することができる。
- (18) 保険募集を除く保険会社等との取引の状況
- ア. 保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備している場合には、その内容

(記載上の注意)

場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

(11)～(13) [同左]

(14) 委託を受けている保険会社数・少額短期保険業者数の推移 (直近3か年度)

[同左]

(15) [同左]

(16) 募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合には、被紹介者数
有		
無		

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

[加える。]

保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容の記載を省略することができる。

イ．保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況

① 保険会社等からの出向 (該当する場合のみ記入)

出向元の保険会社等	出向の内容 (出向者の人数や担当業務)

(記載上の注意)

複数の保険会社等から出向者を受け入れている場合には、行を追加して記載すること。

② 保険募集に関する事務の代行 (該当する場合のみ記入)

事務を代行している保険会社等	代行する事務の内容、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等が事務を代行している場合には、行を追加して記載すること。

③ 広告出稿 (該当する場合のみ記入)

広告出稿している保険会社等	広告出稿の内容、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等が広告出稿している場合には、行を追加して記載すること。

④ 研修費用 (該当する場合のみ記入)

研修費用を支出している保険会社等	研修の内容、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等が研修費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑤ システム費用 (該当する場合のみ記入)

システム費用を支出している保険会社等	システムの用途、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等がシステム費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑥ その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等

保険会社等	取引等の内容

(記載上の注意)

複数の保険会社等と取引等を行っている場合には、行を追加して記載すること。

ウ．保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法

--

(記載上の注意)

保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検

証方法に関する社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法の記載を省略することができる。

(19) 保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況

[加える。]

	保険会社等の名称	金銭の名目	金額 (千円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			

(記載上の注意)

1. 金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。
2. 「金銭の名目」には、募集手数料以外にどのような名目で使用されている金銭であるか分かるように具体的に記載すること。
3. (18) イ. で記載した費用は除く。
4. 「保険会社等の名称」及び「金銭の名目」ごとに記載することとし、その件数が16件以上ある場合には、行を追加して記載する

こと。

(20) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

システムの名称	運営会社	導入(更新)時期	使用用途
1			
2			
3			
4			
5			

(記載上の注意)

1. 保険会社等が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称、運営会社、導入(更新)時期及び使用用途を記載すること。
2. 6以上の保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムを導入している場合には、行を追加して記載すること。

(21)・(22) [略]

(23) 苦情処理に関する事項

ア. 苦情の定義

--

イ. 苦情の把握に関する事項

--

(記載上の注意)

苦情の把握から解決までの流れを網羅的に記載すること。

ウ. 苦情の受付件数(直近3か年度) (単位:件)

	苦情の内訳	年度	年度	年度
1. 生命保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			

(17) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

システムの名称	運営会社	使用用途
1		
2		
3		
4		
5		

(記載上の注意)

保険会社が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。

(18)・(19) [同左]

(20) 保険募集に係る苦情処理に関する事項

ア. 苦情の把握に関する事項

	報告の流れ
--	-------

イ. 苦情の件数

(単位:件)

	年度	年度	年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			

ウ. 苦情の定義

--

	解約関係				
	その他				
	合計				
	保険募集関係				
	保険金支払関係				
	解約関係				
2. 損害保険	その他				
	合計				
	保険募集関係				
	保険金支払関係				
3. 少額短期 保険	解約関係				
	その他				
	合計				
	4. その他				

(記載上の注意)

1. 「苦情の内訳」については、各項目の件数を把握している場合にはその内訳ごとの件数を記載し、不明の場合には「合計」にその件数の合計数を記載すること。
2. 「4. その他」については、「1. 生命保険」から「3. 少額短期保険」までのうち、いずれかに分類される苦情以外の苦情の受付件数について、集計している場合のみ記載すること。

(2) 保険募集の業務に係る内部通報制度に関する事項

ア. 内部通報制度の整備状況

--

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務に関する通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。

[加える。]

2. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部通報制度の整備状況に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報制度の整備状況の記載を省略することができる。
- イ. 内部通報の処理に関する事項

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること。
2. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部通報の処理に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報の処理に関する事項の記載を省略することができる。

ウ. 内部通報の件数 (直近3か年度) (単位：件)

	年度	年度	年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			

(記載上の注意)

特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整

備しているときは、記載すること。

(25) 保険募集の業務に係る内部監査体制に関する事項

--

[加える。]

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。
2. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部監査体制を整備しているときは、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況の記載を省略することができる。

(26) 保険会社等による代理店監査の実施状況

保険会社等の名称	監査実施時期

[加える。]

(記載上の注意)

1. 当年度における実施状況を記載すること。
2. 保険会社等による代理店監査を4社以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

(27) 「法令等遵守責任者」及び「統括責任者」の設置状況

ア. 法令等遵守責任者の設置状況

[加える。]

支店又は従たる事務所の名称	法令等遵守責任者の氏名	他の業務の兼務状況

(記載上の注意)

1. 法令等遵守責任者とは、第215条の4第1項第1号又は法第294条の4第1号に規定する法令等遵守責任者をいう。
2. 「法令等遵守責任者の氏名」について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
3. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、法令等遵守責任者を設置しているときは、記載すること。
4. 法令等遵守責任者を設置している支店又は従たる事務所が11か所以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、法令等遵守責任者の設置状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって法令等遵守責任者の設置状況を省略することができる。
5. 「他の業務の兼務状況」は他の業務を兼務している場合のみ、兼務している業務（営業推進業務、管理業務等）を記載すること。

イ. 統括責任者の設置状況

主たる営業所又は事務所の名称	統括責任者の役職	統括責任者の氏名

(記載上の注意)

1. 統括責任者とは、第215条の4第1項第2号又は第227条の18に規定する統括責任者をいう。
2. 「統括責任者の氏名」について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。
3. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、統括責任者を設置しているときは、記載すること。

(98) コンプライアンスに関する研修の実施状況

ア. コンプライアンスに関する教育を担当する部門

--

イ. コンプライアンスに関する研修について

当年度のコンプライアンスに関する研修の有無	該当	研修名	研修講師
有			
無			

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 「コンプライアンスに関する研修」とは、コンプライアンスのみを扱う研修をいう。
3. 「研修講師」欄には、外部講師の場合には当該外部講師が所属する組織（保険会社等を含む。）の社名等を記載し、内部講師の場合には当該内部講師の役職名を記載すること。

(99) コンプライアンスに関する教育体制

コンプライアンスに関する教育を担当する部門及びコンプライアンスに関する教育責任者の設置の有無

有	該当
無	

直近1年内のコンプライアンスに関する研修の有無

有	該当
無	

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

4. 「コンプライアンスに関する研修」を年4回以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

(9) 保険募集指針の策定状況

保険募集指針の策定の有無	該当	有の場合には、公表の方法
有		
無		

(記載上の注意)

1. 「保険募集指針」とは、第215条の4第1項第4号又は第227条の21第1項第1号に規定する指針をいう。
2. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
3. 特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集指針を策定しているときは、記載すること。

2. 取扱保険契約等の状況

(1) [略]

(2) 取扱保険契約 (直近3か年度)

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
[略]

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ペー
ス、保険会社等からの提供ペー
スのいずれかで記載すること。

2. [略]

イ. 保険契約の内訳等

- ① 法第300条の2に規定する特定保険契約の販売の有無 (直近3
か年度)

[略]

- ② 保険契約の内訳

(単位：件、百万円)

[加える。]

2. 取扱保険契約等の状況

(1) [同左]

(2) 取扱保険契約の内訳等 (直近3か年度)

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
[同左]

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ペー
ス、保険会社からの提供ペー
スのいずれかで記載すること。

2. [同左]

イ. 生命保険契約の内訳等

- ① 法第300条の2に規定する特定保険契約の販売の有無 (直近3
か年度)

[同左]

- ② 生命保険契約の内訳

	区 分	年度	年度	年度
	手数料総額			
損 害 保 険	契約件数			
	手数料総額			
少額短期保険	契約件数			
	手数料総額			

(記載上の注意)

1. 「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること。
2. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保険会社又は少額短期保険業者が元受であっても、「生命保険」に数値を記載すること。
3. 「損害保険」には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。
4. 単位未満は切り捨てる。
[割る。]

区 分	保 険 種 類	生 命 保 険			備 考
		年度	年度	年度	
新契約件数 (件)	(死亡保険)				
	(生死混合保険)				
	(生存保険)				
	(第三分野)				
	(年金)				
	(その他)				
	合計				

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。
3. 「第三分野」欄には、損害保険の第三分野における保険期間が1年超の契約についても合算して記載すること。
4. 行数が足りない場合には、適宜追加すること。
ウ. 損害保険契約の内訳

区 分	保 険 種 類	損 害 保 険			備 考
		年度	年度	年度	
契 約 件 数 (件)	(自動車保険)				
	(火災保険)				
	(傷害保険)				
	((その他)新種)				
	合計				

(記載上の注意)

1. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保

険会社が元受であっても、イ. ②の「第三分野」欄に数値を記載すること。

2. 「(その他) 新種」欄には、自賠責保険及び海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。

3. 行数が足りない場合には、適宜追加すること。

エ. 少額短期保険契約の内訳

区分	保険種類	少額短期保険			備考
		年度	年度	年度	
契約件数 (件)	(生命保険)				
	(損害保険)				
	(第三分野)				
	(その他)				
	合計				

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。

(3) 取扱保険商品の販売状況(前年度・当年度)

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

【同左】

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ペー
ス又は保険会社からの提供ペー
スのいずれかで記載すること。

2. 【同左】

イ. 生命保険

【①～⑥ 同左】

【割る。】

(3) 取扱保険商品の販売状況(前年度・当年度)

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

【表略】

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ペー
ス又は保険会社からの提供ペー
スのいずれかで記載すること。

2. 【略】

イ. 生命保険

【①～⑥ 略】

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

4. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「⑥(その他)」に記載すること。また、その場合には、「(備考)」欄に概要を簡潔に記載すること。

5. 「④(第三分野)」には、損害保険の第三分野における保険期間が1年超の契約についても合算して記載すること。

ウ. 損害保険

[①～④ 略]

(記載上の注意)

[1. ・ 3. 略]

4. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ. 「④(第三分野)」に数値を記載すること。

5. 「④(その他) 新種)」には、自賠責保険及び海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。

エ. 少額短期保険

[①～④ 略]

(記載上の注意)

[1. ・ 3. 略]

4. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

5. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「④(その他)」に記載すること。また、その場合には、「(備考)」欄に概要を簡潔に記載すること。

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

3. 「②) 取扱保険契約の内訳等(直近3か年度)」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

[加える。]

[加える。]

ウ. 損害保険

[①～④ 同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 3. 同左]

4. 「②) 取扱保険契約の内訳等(直近3か年度)」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

[加える。]

エ. 少額短期保険

[①～④ 同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 3. 同左]

4. 「②) 取扱保険契約の内訳等(直近3か年度)」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

[加える。]

(記載上の注意)

【略】

別紙様式第25号の3 (第238条第1項関係) (個人の場合)

(日本産業規格A4)

事業報告書 (年度)

(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日提出

財務(支)局長 殿

郵便番号 (-)

住所

電話番号 () -

氏名

1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

【略】

【記載上の注意】

1. 法第276条の規定による登録を受けた日を記載すること。

2. 該当しないものについては、空欄とすること。

(2) 代理申請会社(業者)名

【略】

【記載上の注意】

該当しないものについては、空欄とすること。

(3) 専業・兼業業務の状況

ア. 専業・兼業の別

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	

【記載上の注意】

1. 「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。

【同左】

別紙様式第25号の3 (第238条第1項関係) (個人の場合)

(日本産業規格A4)

事業報告書 (年度)

(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日提出

財務(支)局長 殿

郵便番号 (-)

住所

電話番号 () -

氏名

1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

【同左】

【加える。】

(2) 代理申請会社(業者)名

【同左】

【加える。】

【同左】

【加える。】

(3) 専業・兼業の状況

【加える。】

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

【記載上の注意】

「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。

2. 日本標準産業分類の中分類における、保険業の業種のみ^イに該当する場合には、「専業」とすること。

イ. 兼業特定保険募集人の該当の有無

[加える。]

兼業特定保険募集人の該当の有無	該当	有の場合には、兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況
有		
無		

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 「兼業特定保険募集人」に該当する場合には、「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を必ず記載すること。ただし、兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

[加える。]

ウ. 兼業特定保険募集人に係る兼業業務以外の兼業業務を行う場合

兼業する業種名	兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況

(記載上の注意)

1. ア. において「兼業」に該当する場合には、記載すること。ただし、イ. に記載するものは除く。
2. 「兼業する業種名」は、日本標準産業分類の中分類に基づき記載すること。
3. 兼業する業種が複数ある場合には、行を追加してそのうち主な

兼業する業種名について3業種まで記載すること。

4. 「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」については、体制整備を行っている場合のみ記載すること。
5. 兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

(4) 使用人の状況

【略】

(記載上の注意)

1. 当年度末の状況を記載すること。
2. 該当する者がいないものについては、空欄とすること。
3. 「使用人」欄は、生命保険、損害保険又は少額短期保険のうち一つ以上の保険募集人として登録又は届出をしている人数を記載すること。

(5) 保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

--

(記載上の注意)

販売する商品等によって給与・報酬の形態が異なる場合、又は固定給及び歩合制のいずれも採用している等複数の給与・報酬の形態を採用している場合には、その割合を含めて詳細に記載すること。

(6) 保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等

ア. フランチャイズ制

① フランチャイズ制の有無

フランチャイズ制	該当
----------	----

(4) 使用人の状況

【同左】

(記載上の注意)

「使用人」欄は、生命保険、損害保険又は少額短期保険のうち一つ以上の保険募集人として登録又は届出をしている人数を記載すること。

(5) 保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

給与・報酬の形態	該当
1 固定給	
2 歩合制	
3 固定給+歩合制	
4 その他	

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。

(6) 保険募集人指導事業の実施状況等

ア. 保険募集人指導事業の実施状況

【加える。】

保険募集人指導	該当	有の場合には、事業概要
---------	----	-------------

の有無	
有	
無	

(記載上の注意)

[略]

② フランチャイズ事業の概要

(記載上の注意)

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③ フランチャイズジエ

1	フランチャイズジエの名称	加盟店の名称	所在地	募集手数料 (基本・継続・品質含む) (百万円)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
2. 「募集手数料」については、把握している場合のみ記載すること。
3. フランチャイズ事業として、保険募集業務を行っているフラン

事業の有無	
有	
無	

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

[加える。]

チェーンのみ記載すること。

4. 当年度末における全てのフランチャイジー・加盟店の状況を記載すること。フランチャイジー・加盟店の数が11以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。

5. 金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。

④ フランチャイジー

フランチャイジーの名称	所在地
-------------	-----

(記載上の注意)

フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。
[削る。]

イ. フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

① 教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

[表略]

(記載上の注意)

1. フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。
2. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
- ② 規程等に則った指導・モニタリングの実施頻度

[表略]

(記載上の注意)

フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。

③ 教育・管理・指導の内容

[加える。]

イ. 加盟店数の推移の状況 (直近3か年度) (単位：店)

年度	年度	年度

(記載上の注意)

加盟店数は、全ての加盟店の数を記載すること。

ウ. フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

① 教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

[同左]

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

② 規程等にのつとつた指導・モニタリングの実施頻度

[同左]

[加える。]

③ 教育・管理・指導の内容

【表略】

(記載上の注意)

1. フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
2. 保険募集の業務の指導の実施方針等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって教育・管理・指導の内容の記載を省略することができる。

【(7)～(9) 略】

(10) 委託を受けている保険会社等の数の推移 (直近3か年度)

【表略】

(11) 【略】

(12) 募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合		
		提供元の事業者名	有償・無償の別	被紹介者数
有				
無				

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
2. 見込客の紹介等の提供元の事業者の数が6社以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって表中の「有の場合」における各項目の記載を省略することができる。

(13) 保険募集を除く保険会社等との取引の状況

ア. 保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備し

【同左】

(記載上の注意)

保険募集の業務の指導の実施方針等を記載した適切な書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

【(7)～(9) 同左】

(10) 委託を受けている保険会社数・少額短期保険業者数の推移 (直近3か年度)

【同左】

(11) 【同左】

(12) 募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合には、被紹介者数
有		
無		

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

【加える。】

ている場合には、その内容

(記載上の注意)

保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容の記載を省略することができる。

イ. 保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況

① 保険会社等からの出向 (該当する場合のみ記入)

出向元保険会社等	出向の内容 (出向者の人数や担当業務等)

(記載上の注意)

複数の保険会社等から出向者を受け入れている場合には、行を追加して記載すること。

② 保険募集に関する事務の代行 (該当する場合のみ記入)

事務を代行している保険会社等	代行する事務の内容、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等が事務を代行している場合には、行を追加して記載すること。

③ 広告出稿 (該当する場合のみ記入)

広告出稿している保険会社等	広告出稿の内容、費用等

--	--

(記載上の注意)

複数の保険会社等が広告出稿している場合には、行を追加して記載すること。

④ 研修費用 (該当する場合のみ記入)

研修費用を支出している保険会社等	研修の内容、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等が研修費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑤ システム費用 (該当する場合のみ記入)

システム費用を支出している保険会社等	システムの使用用途、費用等

(記載上の注意)

複数の保険会社等がシステム費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑥ その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等

保険会社等	取引等の内容

(記載上の注意)

複数の保険会社等と取引等を行っている場合には、行を追加して記載すること。

ウ．保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・

検証方法

--

(記載上の注意)

保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法に関する社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法の記載を省略することができる。

(14) 保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況

[加える。]

	保険会社等の名称	金銭の名目	金額 (千円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			

(記載上の注意)

1. 金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。
2. 「金銭の名目」には、募集手数料以外にどのような名目で使用されている金銭であるか分かるように具体的に記載すること。
3. (13) イ. で記載した費用は除く。
4. 「保険会社等の名称」及び「金銭の名目」ごとに記載することとし、その件数が16件以上ある場合には、行を追加して記載すること。

(15) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	導入（更新）時期	使用用途
1				
2				
3				
4				
5				

(記載上の注意)

1. 保険会社等が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称、運営会社、導入（更新）時期及び使用用途を記載すること。
2. 6以上の保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムを導入している場合には、行を追加して記載すること。

(16)・(17) [略]

(18) 苦情処理に関する事項

ア. 苦情の定義

イ. 苦情の把握に関する事項

(13) 保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	使用用途
1			
2			
3			
4			
5			

(記載上の注意)

保険会社等が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。

(14)・(15) [同左]

(16) 保険募集に係る苦情処理に関する事項

ア. 苦情の把握に関する事項

報告の流れ

イ. 苦情の件数

	(単位：件)		
	年度	年度	年度

(記載上の注意)

苦情の把握から解決までの流れを網羅的に記載すること。

ウ. 苦情の受付件数 (直近3か年度) (単位: 件)

	苦情の内訳	年度	年度	年度
1. 生命保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
2. 損害保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
3. 少額短期保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
4. その他				

(記載上の注意)

1. 「苦情の内訳」については、各項目の件数を把握している場合にはその内訳ごとの件数を記載し、不明の場合には「合計」にその件数の合計数を記載すること。

2. 「4. その他」については、「1. 生命保険」から「3. 少額短期保険」までのうち、いずれかに分類される苦情以外の苦情の受付件数について、集計している場合のみ記載すること。

19 保険募集の業務に係る内部通報制度に関する事項

ア. 内部通報制度の整備状況

生命保険			
損害保険			
少額短期保険			

ウ. 苦情の定義

--

[加える。]

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務に関する通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。
 2. 保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記載すること。
 3. 保険募集の業務に係る内部通報制度の整備状況に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報制度の整備状況の記載を省略することができる。
- イ. 内部通報の処理に関する事項

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること。
2. 保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部通報の処理に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報の処理に関する事項の記載を省略することができる。

ウ. 内部通報の件数 (直近3か年度) (単位：件)

	年度	年度	年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			

(記載上の注意)

保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記

載すること。

(20) 保険募集の業務に係る内部監査体制に関する事項

--

[加える。]

(記載上の注意)

1. 保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。
2. 保険募集の業務に係る内部監査体制を整備している場合には、記載すること。
3. 保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況の記載を省略することができる。

(21) 保険会社等による代理店監査の実施状況

保険会社等の名称	監査実施時期

[加える。]

(記載上の注意)

1. 当年度における実施状況を記載すること。
2. 保険会社等による代理店監査を4社以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

(22) コンプライアンスに関する研修の実施状況

ア. コンプライアンスに関する教育を担当する部門

(17) コンプライアンスに関する教育体制

コンプライアンスに関する教育を担当する部門及びコンプライアンスに関する教育責任者の設置の有無	該当
有	
無	

イ. コンプライアンスに関する研修について

当年度のコンプライアンスに関する研修の有無	該当	研修名	研修講師

直近1年内のコンプライアンスに関する研修の有無	該当

有				
無				

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。
2. 「コンプライアンスに関する研修」とは、コンプライアンスのみを扱う研修をいう。
3. 「研修講師」欄には、外部講師の場合には当該外部講師が所属する組織（保険会社等を含む。）の社名等を記載し、内部講師の場合には当該内部講師の役職名を記載すること。
4. 「コンプライアンスに関する研修」を年4回以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

(98) 保険募集指針の策定状況

保険募集指針の策定の有無	該当	有の場合には、公表の方法
有		
無		

(記載上の注意)

1. 「保険募集指針」とは、第215条の4第1項第4号又は第227条の21第1項第1号に規定する指針をいう。
 2. 「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。
 3. 保険募集指針を策定しているときは、記載すること。
2. 取扱保険契約等の状況

(1) [略]

(2) 取扱保険契約 (直近3か年度)

- ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
[略]

(記載上の注意)

有	
無	

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。

[加える。]

2. 取扱保険契約等の状況

(1) [同左]

(2) 取扱保険契約の内訳等 (直近3か年度)

- ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
[同左]

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ペー
ス、保険会社等からの提供ページのいずれかで記載すること。

2. [略]

イ. 保険契約の内訳等

- ① 法第300条の2に規定する特定保険契約の販売の有無（直近3
ヵ年度）

[略]

② 保険契約の内訳

(単位：件、百万円)

区 分	年度	年度	年度	
				年度
生 命 保 険	新契約件数			
	手数料総額			
損 害 保 険	契約件数			
	手数料総額			
	契約件数			
少額短期保険	手数料総額			
	手数料総額			

(記載上の注意)

1. 「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること。
2. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保
険会社又は少額短期保険業者が元受であっても、「生命保険」に
数値を記載すること。
3. 「損害保険」には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を
除いた数値を記載すること。
4. 単位未満は切り捨てる。
[削る。]

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ペー
ス、保険会社からの提供ページのいずれかで記載すること。

2. [同左]

イ. 生命保険契約の内訳等

- ① 法第300条の2に規定する特定保険契約の販売の有無（直近3
ヵ年度）

[同左]

② 生命保険契約の内訳

区 分	保 険 種 類	生 命 保 険			備 考
		年度	年度	年度	
新契約件数 (件)	(死亡保険)	合計	合計	合計	
	(生死混合保険)				
	(生存保険)				
	(第三分野)				
	(年金)				
	(その他)				
	合計				

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が
困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合
には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。
3. 「第三分野」欄には、損害保険の第三分野における保険期間が
1年超の契約についても合算して記載すること。
4. 行数が足りない場合には、適宜追加すること。
ウ. 損害保険契約の内訳
[削る。]

区分	保険種類	損害保険			備考
		年度	年度	年度	
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
契約件数 (件)	(自動車保険)				
	(火災保険)				
	(傷害保険)				
	((その他)新種)				
	合計				

(記載上の注意)

1. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ. ②の「第三分野」欄に数値を記載すること。
2. 「(その他)新種」欄には、自賠責保険及び海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。
3. 行数が足りない場合には、適宜追加すること。
- エ. 少額短期保険契約の内訳

区分	保険種類	少額短期保険			備考
		年度	年度	年度	
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
契約件数 (件)	(生命保険)				
	(損害保険)				
	(第三分野)				
	(その他)				
	合計				

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。

[削る。]

(3) 取扱保険商品の販売状況 (前年度・当年度)

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
【表略】

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。

2. 【略】

イ. 生命保険

【①～⑥ 略】

(記載上の注意)

【1. ・ 2. 略】

3. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

4. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「⑥ (その他)」に記載すること。また、その場合には、「(備考)」欄に概要を簡潔に記載すること。

5. 「④ (第三分野)」には、損害保険の第三分野における保険期間が1年超の契約についても合算して記載すること。

ウ. 損害保険

【①～④ 略】

(記載上の注意)

【1. ・ 3. 略】

4. 第三分野における保険期間が1年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ. 「④ (第三分野)」に数値を記載すること。

5. 「④ (その他) 新種)」には、自賠責保険及び海上保険 (船舶・貨物) を除いた数値を記載すること。

エ. 少額短期保険

(3) 取扱保険商品の販売状況 (前年度・当年度)

ア. 取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
【同左】

(記載上の注意)

1. 保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社からの提供ベースのいずれかで記載すること。

2. 【略】

イ. 生命保険

【①～⑥ 同左】

(記載上の注意)

【1. ・ 2. 同左】

3. 「②) 取扱保険契約の内訳等 (直近3か年度)」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

【加える。】

【加える。】

ウ. 損害保険

【①～④ 同左】

(記載上の注意)

【1. ・ 3. 同左】

4. 「②) 取扱保険契約の内訳等 (直近3か年度)」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

【加える。】

エ. 少額短期保険

<p>①～④ 略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～3. 略]</p> <p>4. <u>特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。</u></p> <p>5. <u>複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「④(その他)」に記載すること。また、その場合には、「(備考)」欄に概要を簡潔に記載すること。</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[略]</p>	<p>①～④ 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ～3. 同左]</p> <p>4. <u>〔2〕取扱保険契約の内訳等(直近3か年度)における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者) <u>第六十条の二</u> 準用保険業法第三百条第一項第五号及び第八号に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。）</p> <p>二 当該保険契約者又は被保険者の子会社等</p> <p>三 当該保険契約者又は被保険者を子会社等（令第三十条第四項後段の規定により子会社等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）とする親会社等（同項に規定する親会社等を行い、同項後段の規定により親会社等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）</p> <p>四 当該保険契約者又は被保険者を子会社等とする親会社等の親会社等</p> <p>五 当該保険契約者又は被保険者を子会社等とする親会社等の子会社等（当該保険契約者又は被保険者を除く。）</p> <p>六 当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第一号に掲げる者を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。
(保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 保険業法第三百四条の規定により事業報告書を作成し、これを提出しようとする者は、この府令の施行前においても、第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第二十五号の二及び別紙様式第二十五号の三によりその作成及び提出をすることができる。
- 3 この府令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の保険業法施行規則別紙様式第九号及び別紙様式第十号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。